

そして目録がもつ研究上の情報源としての価値等を適確に把握し、この目的に沿った規準を作成することから作業が出発する。ここに述べた内容は一律に特定主題の目録作成上規範になるものではないが、はじめに述べたように特定主題の目録作成上の一つの考え方として、現在早急に解決すべ

き問題を明確にするため一文にまとめたものである。(1971.10.7)

なお、この目録は、まもなく上に述べた諸問題を解決し、刊行される予定であることを付言する。

教育学部図書掛長 辻 武夫

「竹田蔵書」の受贈

— 法学部図書室 —

本コレクションは、商法学の権威として高名な本学名誉教授故竹田省先生(1890～1954)が愛蔵されたものであって、このたび御遺族竹田準二郎氏の御厚意により、法学部に寄贈されたものである。

コレクションは、商法学関係の図書ばかりでな

く、法令書、判例書、その他一般図書も含まれており、その数は和漢書 956 部、洋書 295 部、合計約 1,250 部にのぼる。

法学部図書室では、現在これらの図書を書庫内に別置き整理中であるが、整理完了の暁には一般蔵書として配架し、利用に供する予定である。

学生用図書の選書の仕組みについて

従来、附属図書館が学生用の一般図書を購入する予算は不十分なものであったが、昭和 50 年度に、文部省から「学生用図書購入費」(大学院生用を含む。)と指定して大学へ配当される予算が大幅に増大し、この図書費の運用についての全学的な対応の必要とともに、附属図書館(中央館)の蔵書構成の再検討、選書体制の整備等の問題への対処を迫られることになった。

学生用図書購入費の運用については、全学的立場に立って運用計画の策定の衝に当たることに特に留意している。いうまでもなく、「附属図書館の重要事項を審議するため」に置かれている「附属図書館商議会」(各学部長を含む。)で審議され、商議会においてこの運用の基本方針が決定された。本年度もほぼ前年度試行の方式が継続されたので、その現状をお知らせして御理解と御協力をお願いしたい次第である。

まず商議会において全学的視野で決定された基本方針は次のとおりである。予算の執行事務は附属図書館で一元的に処理するのであるが(教養部を除く。)、選書と配置の基本問題については、能力・収書事情等も勘案し、総予算枠の約半分は各部局で必要と考える学生用基本図書の選書にゆだねるものとし、部局長に依頼して各部局の選書委員会(教官組織。名称、体制は部局により異同がある。)が選定したリストを附属図書館へ提出してもらい、一括購入する。その図書は、中央館に配置することが原則ではあるが、遠隔地等の実情に応じその一部は当該部局の図書館(室)に配置してもよい。予算枠の残る半分は附属図書館で選書し、同館に配置するが、その約半分は、各分野に共通して利用されるような高額図書(例えば自然科学系の大型書誌、人文社会科学系の叢書・大型資料など)に当て、残る半分の枠では学生の学

習の基本図書を主として選定する。商議会における以上のような基本方針の決定のもとに、更に「学生用図書中央選書委員会」でその具体的な執行方針が審議決定された。同委員会は、議決機関である商議会の下部機構ではなく、附属図書館長の執行面を手助けする諮問機関として昭和50年度に設けられ、委員は部局長を除いた商議員と同じメンバーであって、全学的な構成である。同委員会では、例えば、部局選定分について各部局ごとの分担枠を決め、選書方針については、周辺のもの、あるカテゴリーのもの（コレクション等）、雑誌などの扱い等が決定された。したがって各部局及び附属図書館で選定した図書リストの扱いについては、この中央選書委員会の方針にそって最終決定される。

次に、具体的な図書リストの選定方法については、各部局ごとの選書分の説明は割愛し、附属図書館の選書分については、中央選書委員会のもとに「学生用図書附属図書館選書委員会」が設けられ、委員には、中央選書委員会の委員の中から、学問分野を大きく五つに分けて、人文系・社会科

学系・生物系・数物系・化学系を専攻する5人の委員（商議員である。）が当たられ、実際に選書を担当して御尽力いただいている。選書の方法としては、前述の高額図書については、委員が各分野から希望の出た図書の調整に当たり、審議のうえ決定する。この委員会は、館長の業務執行上の諮問機関であるが、事実上本委員会の決定を館長が尊重されることが慣行化されると考えられる。一方、残る枠で購入する一般的な基本図書については、本委員会が選定の責任をもつものであるが、その方法としては、附属図書館事務部が新刊図書目録（東販）にチェックしたものを委員会へ提出し、委員会は更に個々に点検して増補削減を行ったうえ決定する。なお事務部内部においては、本委員会の進行と表裏一体となって上記提出リストを準備するための組織として、事務部長を班長、整理課長を副班長とし、整理・閲覧両課の全掛長を含む13人の特別の選書組織を編成して力を傾けている。

（附属図書館事務部長）

近畿地区国・公立大学図書館協議会

本協議会のニュースについては、前号に本年度の事業計画として記したが、最近の委員会活動、その他について報告する。

委員会としては、「図書館統計に関する委員会」、「図書館業務の機械化に関する委員会」の2委員会が研究活動を行い、特に「統計委員会」では昨年度に引続いて本年度は、蔵書、利用の事項に焦点を合わせ検討が続けられていたが、昨年12月13日（月）「大学図書館の現行全国統計の改善について」をテーマに、京大楽友会館を会場に、23大学43名の参加を得て研究集会がもたれた。

本委員会は実に4年の永きにわたって、図書館統計の改善を目標に研究活動が続けられてきたが、

今年度で一応所期の目的を完了するので、委員会としての幕を閉じることになった。

協議会としては、本委員会の成果を、文部省、日本図書館協会に対し、全国統計に吸収されるよう、総会に諮ったうえで要望することになろう。

図書館施設の見学については、予定どおり甲南大学、大阪女子大学図書館の厚意により、4月上旬に行うことが予定されている。

主題別研究集会については、法律系が考えられているが、難点としては法学部をもつ大学が加盟大学には少ないことが挙げられている。そこで経済学部をもち、法律資料を相当所蔵する大学なども含めて考え、この主題の研究集会をどのよう